



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行

目次

(取扱課室名) ページ

○ 告示

- | | | |
|-----|--|------------------|
| 187 | 介護保険法による指定訪問介護事業所の指定の全部の効力停止 | (長寿社会課)..... 2 |
| 188 | 指定障害福祉サービス事業者の廃止 | (障害福祉課)..... 2 |
| 189 | 〃 | (〃)..... 2 |
| 190 | 〃 | (〃)..... 2 |
| 191 | 指定障害福祉サービス事業者の指定 | (〃)..... 2 |
| 192 | 大規模小売店舗立地法による和歌山市から聴取した意見の概要 | (商工振興課)..... 3 |
| 193 | 紀の川土地改良区連合の役員の退任 | (農業農村整備課)..... 3 |
| 194 | 保安林の指定の解除 | (森林整備課)..... 3 |
| 195 | 保安林の指定施業要件変更予定 | (〃)..... 4 |
| 196 | 〃 | (〃)..... 4 |
| 197 | 道路の区域変更 | (道路保全課)..... 5 |
| 198 | 道路の供用開始 | (〃)..... 5 |
| 199 | 道路の区域変更 | (〃)..... 5 |
| 200 | 道路の供用開始 | (〃)..... 6 |
| 201 | 道路の区域変更 | (〃)..... 6 |
| 202 | 道路の供用開始 | (〃)..... 6 |
| 203 | 〃 | (〃)..... 7 |
| 204 | 昭和60年和歌山県告示第778号（浄化槽法の規定による指定検査機関の指定）の一部改正 | (下水道課)..... 7 |
| 205 | 和歌山県警察電子決裁・公文書管理システム構築委託業務に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格等 | (警察本部)..... 7 |
| 206 | 業務システム仮想化基盤更新委託及び機器賃貸借業務に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格等 | (〃)..... 10 |

○ 人事委員会告示

- | | | |
|---|-----------------------------|----------|
| 1 | 令和6年度和歌山県職員採用試験実施計画 | 13 |
| 2 | 令和6年度第1回和歌山県警察官A採用試験の実施 | 15 |
| 3 | 令和6年度和歌山県職員採用I種試験（早期募集枠）の実施 | 19 |

○ 選挙管理委員会告示

- | | | |
|---|---|----------|
| 7 | 政治団体の届出事項の異動の届出 | 22 |
| 8 | 政治団体の解散の届出 | 23 |
| 9 | 昭和61年和歌山県選挙管理委員会告示第97号（政治団体の設立の届出）の一部訂正 | 23 |

○ 公告

- | | | |
|--|------|----------------|
| | 入札公告 | (警察本部)..... 23 |
| | 〃 | (〃)..... 26 |

告 示

和歌山県告示第187号

介護保険法（平成9年法律第123号）第77条第1項の規定に基づき、次のとおり指定訪問介護事業所の指定の全部の効力を停止したので、同法第78条の規定に基づき公示する。

令和6年3月1日

和歌山県知事 岸 本 周 平

指定事業者番号	事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類	停止期間
30724014 29	株式会社陽楽	陽楽介護	和歌山県西牟婁郡すさみ町江住1330番地	訪問介護	令和6年3月1日から同年8月31日まで

和歌山県告示第188号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第46条第2項の規定に基づき、指定障害福祉サービス事業者から次のとおり廃止の届出があったので公示する。

令和6年3月1日

和歌山県知事 岸 本 周 平

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	廃止年月日
3012200 246	ユウガ訪問介護ステーション	田辺市東山一丁目3番8号	同行援護	有限会社ユウガ	田辺市東山一丁目4番54号	令和 6.2.11

和歌山県告示第189号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第46条第2項の規定に基づき、指定障害福祉サービス事業者から次のとおり廃止の届出があったので公示する。

令和6年3月1日

和歌山県知事 岸 本 周 平

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	廃止年月日
3012250 589	ケアセンターめばえ	田辺市芳養町808-3 5 エクセルピュア	居宅介護 重度訪問介護	合同会社SeeD	田辺市芳養町808-3 5 エクセルピュア	令和 6.2.29

和歌山県告示第190号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第46条第2項の規定に基づき、指定障害福祉サービス事業者から次のとおり廃止の届出があったので公示する。

令和6年3月1日

和歌山県知事 岸 本 周 平

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	廃止年月日
3012250 597	ホームヘルプ24	田辺市片町116-1	居宅介護	有限会社ホームヘルプ24	田辺市目良11-32	令和 6.2.29

和歌山県告示第191号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の

指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定したので公示する。

令和6年3月1日

和歌山県知事 岸 本 周 平

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	主たる対象とする障害種別	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	指 定年月日
3012410407	チャレンジド白浜	西牟婁郡白浜町1821番地	就労継続支援B型	身体障害者（聴覚・言語障害者又は内部障害者に限る。） 知的障害者 精神障害者 難病等対象者	株式会社チャレンジド白浜	西牟婁郡白浜町1821番地	令和6.3.1

和歌山県告示第192号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項の規定により和歌山市から聴取した意見の概要について、同条第3項の規定により公告する。

令和6年3月1日

和歌山県知事 岸 本 周 平

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ヤマイチGARDEN紀伊川辺

和歌山県和歌山市川辺220番外

2 意見の対象となった届出に係る告示

令和5年和歌山県告示第1170号

3 意見の概要

(1) 環境面、衛生面、排出量及び回収ペースを考慮した廃棄物保管施設を確保されたい（生ゴミについては2日分以上を確保できる施設にされたい。）。

(2) 騒音規制法の規制対象事業場のため、開店時刻を変更しても規制基準を遵守されたい。

(3) 産業廃棄物を保管する場合、保管基準に従い、生活環境の保全上支障のないように保管されたい。

4 意見の縦覧場所

和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課（和歌山市小松原通一丁目1番地）

和歌山市産業交流局産業部商工振興課（和歌山市七番丁23番地）

5 意見の縦覧期間及び縦覧できる時間帯

縦覧期間 令和6年3月1日から同年4月1日まで

時間帯 午前9時30分から午後5時まで

和歌山県告示第193号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第84条において準用する同法第18条第18項の規定により、紀の川土地改良区連合の役員について次のとおり公告する。

令和6年3月1日

和歌山県知事 岸 本 周 平

退任した役員（令和6年1月31日退任）

職名 氏 名 住 所

理事 横地清己 和歌山市里220番地

和歌山県告示第194号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

令和6年3月1日

和歌山県知事 岸 本 周 平

- 1 解除に係る保安林の所在場所 東牟婁郡古座川町佐田字定庄谷東平ラ1103の39から1103の42まで
- 2 保安林として指定された目的 土砂の崩壊の防備
- 3 解除の理由 道路用地とするため

和歌山県告示第195号

次のように保安林の指定施業要件の変更をする予定であるから、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の2第1項の規定により告示する。

令和6年3月1日

和歌山県知事 岸 本 周 平

- 1 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 田辺市（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び西牟婁振興局農林水産振興部林務課並びに田辺市役所に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第196号

次のように保安林の指定施業要件の変更をする予定であるから、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の2第1項の規定により告示する。

令和6年3月1日

和歌山県知事 岸 本 周 平

- 1 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 伊都郡かつらぎ町（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的 水源の涵養
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
伊都郡かつらぎ町（次の図に示す部分に限る。）
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び伊都振興局農林水産振興部林務課並びにかつらぎ町役場に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第197号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

令和6年3月1日

和歌山県知事 岸 本 周 平

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 高野橋本線

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員 メートル	延 長 メートル	備 考
橋本市学文路字零岩528番1地先から同市学文路字零岩537番2地先まで	旧	3.43 } 7.87	87.68	
同上	新	5.97 } 11.31	89.86	

和歌山県告示第198号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

令和6年3月1日

和歌山県知事 岸 本 周 平

道路の種類 県道

路線名 高野橋本線

供用開始の区間 橋本市学文路字零岩528番1地先から同市学文路字零岩537番2地先まで

供用開始の期日 令和6年3月1日

和歌山県告示第199号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

令和6年3月1日

和歌山県知事 岸 本 周 平

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 高野橋本線

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員 メートル	延 長 メートル	備 考
橋本市学文路字福塚196番2地先から同市学文路字福塚202番地先まで	旧	9.21 } 10.56	50.18	

同上	新	11.53 } 13.48	50.18
----	---	---------------------	-------

和歌山県告示第200号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

令和6年3月1日

和歌山県知事 岸 本 周 平

道路の種類 県道

路線名 高野橋本線

供用開始の区間 橋本市学文路字福塚196番2地先から同市学文路字福塚202番地先まで

供用開始の期日 令和6年3月1日

和歌山県告示第201号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

令和6年3月1日

和歌山県知事 岸 本 周 平

1 道路の種類 県道

2 路線名 粉河寺線

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員 メートル	延 長 メートル	備 考
紀の川市深田字竹之鼻51番6地先から同市深田字竹之鼻50番2地先まで	旧	11.45 } 13.41	80.61	
紀の川市深田字竹之鼻51番6地先から同市深田字竹之鼻55番6地先まで	新	11.45 } 13.41	82.35	

和歌山県告示第202号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

令和6年3月1日

和歌山県知事 岸 本 周 平

道路の種類 県道

路線名 粉河寺線

供用開始の区間 旧 紀の川市深田字竹之鼻51番6地先から同市深田字竹之鼻50番2地先まで

新 紀の川市深田字竹之鼻51番6地先から同市深田字竹之鼻55番6地先まで

供用開始の期日 令和6年3月1日

和歌山県告示第203号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

令和6年3月1日

和歌山県知事 岸 本 周 平

道路の種類 県道

路線名 玄子小松原線

供用開始の区間 御坊市藤田町吉田字笠屋1396番地先から同市藤田町吉田字狐塚1368番1地先まで

供用開始の期日 令和6年3月1日

和歌山県告示第204号

昭和60年和歌山県告示第778号（浄化槽法の規定による指定検査機関の指定）の一部を次のように改正し、令和6年4月1日から施行する。ただし、本文1の改正規定は、公布の日から施行する。

令和6年3月1日

和歌山県知事 岸 本 周 平

本文1を次のように改める。

1 名称、所在地及び代表者の氏名

公益社団法人和歌山県水質保全センター

和歌山市南大工町26番地

会長 新谷幹雄

本文3を次のように改める。

3 検査手数料

種類	規 模	法第7条に規定する 設置後等の水質検査	法第11条に規定する 定期水質検査
単 独 処 理 浄 化 槽	5人以上10人以下	12,000円	5,300円
	11人以上50人以下	12,000円	6,000円
	51人以上500人以下	15,000円	8,000円
	501人以上	—	10,000円
合 併 処 理 浄 化 槽	5人以上10人以下	12,000円	5,300円
	11人以上20人以下	15,000円	7,000円
	21人以上50人以下	15,000円	8,000円
	51人以上500人以下	20,000円	10,000円
	501人以上	25,000円	12,000円

備考

- 法第11条に規定する定期水質検査の手数を口座振替により、検査実施前の公益社団法人和歌山県水質保全センターが指定する日に納付する場合は、上記金額から500円を差し引いた額とする。
- 検査手数料の承認期間は、令和6年4月1日から令和9年3月31日までとする。

和歌山県告示第205号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。）第167条の5第1項及び地方公共

団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第4条の規定に基づき、和歌山県警察電子決裁・公文書管理システム構築委託業務に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格及びその資格審査の申請方法を次のように定める。

令和6年3月1日

和歌山県知事 岸 本 周 平

1 一般競争入札に付する事項

(1) 調達役務の名称

和歌山県警察電子決裁・公文書管理システム構築委託業務

(2) 調達役務の内容

和歌山県警察電子決裁・公文書管理システム構築委託業務仕様書（以下「仕様書」という。）による。

2 一般競争入札に参加する者に必要な資格

この一般競争入札に参加する資格を有する者は、資格審査の申請の時点から落札決定の日までの間において、次に掲げる要件を満たす者とする。

(1) 自治法令第167条の4第1項各号の規定に該当しない者であること。

(2) 自治法令第167条の4第2項の規定により一般競争入札の参加の資格を停止されていない者であること。

(3) 和歌山県が行う一般競争入札に関する参加資格を停止されていない者であること。

(4) 国税及び都道府県税に未納がない者であること。

(5) この入札に係るシステム構築と同種同等規模以上の業務の契約を入札公告の日から過去5年以内に締結し、適正に履行した実績がある者であること。

なお、同種とはアに掲げる要件を、同等規模以上とはイに掲げる要件を満たしているものとする。

ア 電子決裁機能を有する公文書管理のシステムをオンプレミス型で構築した実績を有すること。

イ 1,250人以上が使用する公文書管理のシステムを構築した実績を有すること。

(6) 営業品目にソフトウェア開発を有する者であること。

(7) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団及びその関係者（以下「暴力団等」という。）が経営していない者並びに暴力団等が経営に実質的に関与していない者であること。

(8) 暴力団等に対する資金等の供給及び便宜の供与をしていない者であること。

(9) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、再生手続開始の申立てがなされていない者、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき、更生手続開始の申立てがなされていない者及び破産法（平成16年法律第75号）に基づき、破産手続開始の申立てがなされていない者であること。

3 資格審査申請書類及びその交付方法等

(1) この一般競争入札の参加資格の審査の申請に必要な書類は、次のとおりとする。

ア 競争入札参加資格審査申請書

イ 事業経歴書

ウ 法人にあっては、当該法人の登記事項証明書（提出日において、発行後3か月を経過していないもの）

エ 直近2年分の財務諸表又は決算書（法人にあっては貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書又はこれらに相当する書類、個人にあっては青色申告書又は白色申告書の写し）

オ 次に掲げる税金に未納がないことを証する納税証明書（提出日において、発行後3か月を経過していないもの）

（ア）法人税又は所得税並びに消費税及び地方消費税

（イ）法人にあっては主たる事務所、個人にあっては住所地が所在する都道府県が課する税（延滞金等を含む。）の全税目

カ 誓約書

キ 委任状（申請者が代理人を選任した場合）

ク 2の（5）に掲げる要件を満たすことを証する業務実績証明書（入札公告の日から過去5年以内に締結した契約書の写しを添付すること。）

ケ 申請者にシステム構築体制が整備されていることを証明するシステム構築体制証明書（システム構築に係る体制図を添付すること。）

(2) 和歌山県物品の購入、役務の提供等の契約に係る競争入札参加者の資格に関する要綱（令和5年和歌山県告示第1000号）に基づく競争入札参加資格者名簿に登載されていることが確認できる書類をもって、（1）のイからカまでの申請書類に代えることができる。

(3) （1）のア、イ及びカからケまでに掲げる申請書類の用紙については、和歌山県警察本部で定めるものとし、仕様書及びこれらの用紙は、令和6年3月1日（金）から同年4月22日（月）までの間に、和歌山県物品・役務電子調達システムからダウンロードすること。また、同期間のうち和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第39号）第1条第1項に定める休日（以下「県の休日」という。）を除く日の午前9時から午後5時まで（令和6年3月1日（金）は午後1時から午後5時まで）の間、5に掲げる場所で交付を受けることができる。

(4) （1）に掲げる申請書類について質問がある者は、令和6年3月1日（金）から同月13日（水）までの県の休日を除く日の午前9時から午後5時までの間に和歌山県警察本部警務部情報管理課（以下「情報管理課」という。）に対して書面等（ファクシミリ及び電子メールを含む。）により行うものとする。

4 資格審査申請書類の提出期間及び提出場所

3の（1）に掲げる申請書類は、令和6年3月1日（金）から同月21日（木）までの県の休日を除く日の午前9時から午後5時まで（令和6年3月1日（金）は午後1時から午後5時まで）の間に、5に掲げる場所に持参、郵送又は電子メールで提出するものとする。ただし、3の（1）のウ、オ及びキに掲げる申請書類については、令和6年3月21日（木）午後5時までに、5に掲げる場所に持参又は郵送により提出するものとする。

なお、郵便による場合は、令和6年3月21日（木）午後5時までに書留郵便により5に掲げる場所に必着させなければならない。

5 資格審査申請書類の交付の場所

情報管理課

和歌山市西46番地1

郵便番号 640-8313

電話番号 073-476-0110（代表）

ファクシミリ番号 073-476-0110

メールアドレス e8007001@pref.wakayama.lg.jp

6 資格審査の結果通知

資格審査の結果は、郵送により令和6年4月9日（火）までに通知する。

7 一般競争入札参加資格がないと認められた者に対する理由の説明

(1) 一般競争入札参加資格がないと認められた者は、和歌山県警察本部に対してその理由について説明を求めることができる。

(2) (1)の説明は、令和6年4月17日（水）午後5時までに書面又は電子メールにより求めることができる。

(3) (2)の書面は、持参、書留郵便又は電子メールにより5に掲げる場所に提出するものとする。

(4) 説明を求めた者に対する回答は、令和6年4月22日（月）までに当該説明を求めた者に対して書面により行うものとする。

和歌山県告示第206号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。）第167条の5第1項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第4条の規定に基づき、業務システム仮想化基盤更新委託及び機器賃貸借業務に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格及びその資格審査の申請方法を次のように定める。

令和6年3月1日

和歌山県知事 岸 本 周 平

1 一般競争入札に付する事項

(1) 調達役務の名称

業務システム仮想化基盤更新委託及び機器賃貸借業務

(2) 調達役務の内容

業務システム仮想化基盤更新委託及び機器賃貸借業務仕様書（以下「仕様書」という。）による。

2 一般競争入札に参加する者に必要な資格

(1) この一般競争入札に参加する資格を有する者は、資格審査の申請の時点から落札決定の日までの間において、次に掲げる要件を満たす者とする。

ア 自治法令第167条の4第1項各号の規定に該当しない者であること。

イ 自治法令第167条の4第2項の規定により一般競争入札の参加の資格を停止されていない者であること。

ウ 和歌山県が行う一般競争入札に関する参加資格を停止されていない者であること。

エ 国税及び都道府県税に未納がない者であること。

オ この入札に係るシステム構築業務と同種同等規模以上の業務の契約を入札公告の日から過去5年以内に締結し、適正に履行した実績がある者であること。

なお、同種とは（ア）に掲げる要件を、同等規模以上とは（イ）に掲げる要件を満たしているものとする。

（ア）仮想化ソフトウェア（VMWare vSphere）を用いた仮想化基盤（vSphere High Availability機能）を有するものに限り、）を構築し、又は再構築した実績を有すること。

（イ）2台以上のESXi構成で、仮想サーバ10台（1台当たりの割当メモリ量は平均8GB以上とする。）以上を稼働可能である仮想化基盤を構築した実績又は再構築した実績を有すること。

カ この入札に係る賃貸借業務と同種同等規模以上の業務の契約を入札公告の日から過去5年以内に締結し、適正に履行した実績がある者であること。

なお、同種とは（ア）に掲げる要件を、同等規模以上とは（イ）に掲げる要件を満たしているものとする。

（ア）24時間365日運用によるサーバ機器及びストレージ装置について、メンテナンスリース又はレンタルを行い、かつ、機器保守を行った実績を有すること。

（イ）（ア）に掲げる業務について、予定価格の50パーセント以上の金額で契約を締結し、適正に履行した実績を有すること。

キ 営業品目にソフトウェア開発を有する者であること。

ク 営業品目に賃貸借を有する者であること。

ケ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団及びその関係者（以下「暴力団等」という。）が経営していない者並びに暴力団等が経営に実質的に関与していない者であること。

コ 暴力団等に対する資金等の供給及び便宜の供与をしていない者であること。

サ 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、再生手続開始の申立てがなされていない者、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき、更生手続開始の申立てがなされていない者及び破産法

（平成16年法律第75号）に基づき、破産手続開始の申立てがなされていない者であること。

- (2) この入札に係る契約業務を共同して行うことを目的とする複数の団体により構成された組織（以下「コンソーシアム」という。）として参加する場合は、各構成員が（1）のオからエまで及びケからサまでに掲げる要件を全て満たし、構成員のうちシステム構築業務を担当する者は（1）のオ及びキに掲げる要件を、貸借業務を担当する者は（1）のカ及びクに掲げる要件をそれぞれ満たしていること。

3 資格審査申請書類及びその交付方法等

- (1) この一般競争入札の参加資格の審査の申請に必要な書類は、次のとおりとする。

ア 申請しようとする者が、コンソーシアムでない場合

(ア) 競争入札参加資格審査申請書

(イ) 事業経歴書

(ウ) 法人にあつては、当該法人の登記事項証明書（提出日において、発行後3か月を経過していないもの）

(エ) 直近2年分の財務諸表又は決算書（法人にあつては貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書又はこれらに相当する書類、個人にあつては青色申告書又は白色申告書の写し）

(オ) 次に掲げる税金に未納がないことを証する納税証明書（提出日において、発行後3か月を経過していないもの）

a 法人税又は所得税並びに消費税及び地方消費税

b 法人にあつては主たる事務所、個人にあつては住所地が所在する都道府県が課する税（延滞金等を含む。）の全税目

(カ) 誓約書

(キ) 委任状（申請者が代理人を選任した場合）

(ク) 仕様書に準拠するハードウェア及びソフトウェアの一覧（メーカー名、製品名（型名）、数量、仕様等を記載したもの）並びにその仕様を明らかにする当該製品のカタログ等

(ケ) 2の（1）のオに掲げる要件を満たすことを証する業務実績証明書（入札公告の日から過去5年以内に締結した契約書の写しを添付すること。）

(コ) 2の（1）のカに掲げる要件を満たすことを証する業務実績証明書（入札公告の日から過去5年以内に締結した契約書の写しを添付すること。）

(サ) 申請者にシステム構築体制が整備されていることを証明するシステム構築体制証明書（障害発生時の連絡体制図を添付すること。）

(シ) 申請者に保守体制が整備されていることを証明する保守体制証明書で、次に掲げる要件を満たすもの

a 障害発生時の連絡体制図を添付していること。

b 営業所及び待機拠点等における常駐技術者数を記載していること。

イ コンソーシアムとして申請する場合

次の（ア）、（ク）及び（サ）から（ス）までの書類についてはコンソーシアムの代表者が、（ケ）の書類についてはシステム構築業務を担当する構成員が、（コ）の書類については貸借業務を担当する構成員が提出すること。

また、（イ）から（キ）までの書類については構成員ごとに提出すること。

(ア) 競争入札参加資格審査申請書（コンソーシアム）

(イ) 事業経歴書

(ウ) 法人にあつては、当該法人の登記事項証明書（提出日において、発行後3か月を経過していないもの）

(エ) 直近2年分の財務諸表又は決算書（法人にあつては貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書又はこれらに相当する書類、個人にあつては青色申告書又は白色申告書の写し）

(オ) 次に掲げる税金に未納がないことを証する納税証明書（提出日において、発行後3か月を経過していないもの）

a 法人税又は所得税並びに消費税及び地方消費税

b 法人にあつては主たる事務所、個人にあつては住所地が所在する都道府県が課する税（延滞金等を含む。）の全税目

(カ) 誓約書

(キ) 申請者が代理人を選任した場合の委任状（コンソーシアム構成員）及び委任状（コンソーシアム代表者）

(ク) 仕様書に準拠するハードウェア及びソフトウェアの一覧（メーカー名、製品名（型名）、数量、仕様等を記載したもの）並びにその仕様を明らかにする当該製品のカタログ等

(ケ) 2の(1)のオに掲げる要件を満たすことを証する業務実績証明書（入札公告の日から過去5年以内に締結した契約書の写しを添付すること。）

(コ) 2の(1)のカに掲げる要件を満たすことを証する業務実績証明書（入札公告の日から過去5年以内に締結した契約書の写しを添付すること。）

(サ) 申請者にシステム構築体制が整備されていることを証明するシステム構築体制証明書（障害発生時の連絡体制図を添付すること。）

(シ) 申請者に保守体制が整備されていることを証明する保守体制証明書で、次に掲げる要件を満たすもの

a 障害発生時の連絡体制図を添付していること。

b 営業所及び待機拠点等における常駐技術者数を記載していること。

(ス) コンソーシアム協定書の写し

コンソーシアムの構成員間で締結したものをコンソーシアムとして提出すること。

(2) 和歌山県物品の購入、役務の提供等の契約に係る競争入札参加者の資格に関する要綱（令和5年和歌山県告示第1000号）に基づく競争入札参加資格者名簿に登載されていることが確認できる書類をもって、(1)のア又はイに掲げる（イ）から（カ）までの書類に代えることができる。

(3) (1)のア及びイに掲げる（ア）、（イ）、（カ）、（キ）及び（ケ）から（シ）までの申請書類の用紙については、和歌山県警察本部で定めるものとし、仕様書及びこれらの用紙は、令和6年3月1日（金）から同年4月22日（月）までの間に、和歌山県物品・役務電子調達システムからダウンロードすること。また、同期間のうち和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第39号）第1条第1項に定める休日（以下「県の休日」という。）を除く日の午前9時から午後5時まで（令和6年3月1日（金）は、午後1時から午後5時まで）の間、5に掲げる場所で交付を受けることができる。

(4) (1)に掲げる申請書類について質問がある者は、令和6年3月1日（金）から同月13日（水）までの県の休日を除く日の午前9時から午後5時までの間に和歌山県警察本部警務部情報管理課（以下「情報管理課」という。）に対して書面等（ファクシミリ及び電子メールを含む。）により行うものとする。

4 資格審査申請書類の提出期間及び提出場所

3の(1)に掲げる申請書類は、令和6年3月1日（金）から同月21日（木）までの県の休日を除く日の午前9時から午後5時まで（令和6年3月1日（金）は、午後1時から午後5時まで）の間に、5に掲げる場所に持参、郵送又は電子メールで提出するものとする。ただし、3の(1)のア及びイに掲げる（ウ）、（オ）及び（キ）の申請書類については令和6年3月21日（木）午後5時までに、5に掲げる場所に持参又は郵送により提出するものとする。

なお、郵便による場合は、令和6年3月21日（木）午後5時までに書留郵便により5に掲げる場所に必着させなければならない。

5 資格審査申請書類の交付の場所

情報管理課

和歌山市西46番地1
 郵便番号 640-8313
 電話番号 073-476-0110（代表）
 ファクシミリ番号 073-476-0110
 メールアドレス e8007002@pref.wakayama.lg.jp

6 資格審査の結果通知

資格審査の結果は、郵送により令和6年4月9日（火）までに通知するものとし、コンソーシアムにあつては、構成員のうち代表者のみに通知する。

7 一般競争入札参加資格がないと認めた者に対する理由の説明

- (1) 一般競争入札参加資格がないと認められた者は、和歌山県警察本部に対してその理由について説明を求めることができる。
- (2) (1)の説明は、令和6年4月17日（水）午後5時までに書面又は電子メールにより求めることができる。
- (3) (2)の書面は、持参、書留郵便又は電子メールにより5に掲げる場所等に提出するものとする。
- (4) 説明を求めた者に対する回答は、令和6年4月22日（月）までに当該説明を求めた者に対して書面により行うものとする。

人事委員会告示

和歌山県人事委員会告示第1号

令和6年度和歌山県職員採用試験実施計画を次のとおり定める。

令和6年3月1日

和歌山県人事委員会委員長 平 田 健 正

1 試験日程

試験名	試験案内の配布開始	受付期間	第1次試験日	第2次試験日	第3次試験日	
早期募集枠 (大学卒業程度)	令和6年3月1日	令和6年3月1日～ 令和6年3月21日	令和6年4月3日～ 令和6年4月14日	令和6年5月中旬		
I 種 (大学卒業程度)	令和6年4月12日 予定	令和6年4月18日～ 令和6年5月17日	令和6年6月16日	令和6年7月上旬～ 8月中旬 ※		
社 会 人 (大学卒業程度)						
資 格 免 許 職 (I種と同日実施)						
II 種 (短大卒業程度)	令和6年7月9日 予定	令和6年7月22日～ 令和6年8月23日	令和6年9月29日	令和6年10月下旬 ～11月上旬		
III 種 (高校卒業程度)						
資 格 免 許 職 (II種・III種と同日実施)						
第1回 警 察 官 A	男 性	令和6年3月1日	令和6年3月1日～ 令和6年4月12日	令和6年5月11日	令和6年6月上旬	令和6年 7月上旬
	女 性					
第2回 警 察 官 A	男 性	令和6年6月14日 予定	令和6年7月1日～ 令和6年8月16日	令和6年9月21日	令和6年10月中旬	令和6年 11月中旬
	女 性					
警 察 官 B	男 性					
	女 性					

障害者対象	令和6年8月2日 予定	令和6年9月2日～ 令和6年9月20日	令和6年10月27日	令和6年11月中旬	
第1回育休任期付	令和6年5月10日 予定	令和6年5月20日～ 令和6年6月7日	令和6年6月30日	令和6年7月下旬	
第2回育休任期付	令和6年12月3日 予定	令和6年12月6日～ 令和7年1月6日	令和7年1月19日	令和7年2月上旬	

※ I 種及び資格免許職は7月上旬～下旬

2 受験資格

試験名	受験資格
早期募集枠	次のア又はイの要件を満たす人 ア 平成7年4月2日から平成15年4月1日までに生まれた人 イ 平成15年4月2日以降に生まれた人で、大学（短期大学を除く。）を卒業した人又は令和7年3月末日までに卒業見込みの人
I 種	次のアからウまでのいずれかの要件を満たす人 ア 平成元年4月2日から平成15年4月1日までに生まれた人（イに該当する人を除く。） イ 一般行政職、土木職及び農業工学職においては、平成7年4月2日から平成15年4月1日までに生まれた人 ウ 平成15年4月2日以降に生まれた人で、大学（短期大学を除く。）を卒業した人又は令和7年3月末日までに卒業見込みの人
社会人	昭和54年4月2日から平成7年4月1日までに生まれた人
II 種	平成12年4月2日から平成17年4月1日までに生まれた人（大学（短期大学を除く。）を卒業した人又は令和7年3月末日までに卒業見込みの人を除く。）
III 種	次のア又はイの要件を満たす人 ア 平成12年4月2日から平成19年4月1日までに生まれた人（大学（短期大学を除く。）における在学期間が2年を超える人を除く。）（イに該当する人を除く。） イ 土木職及び農業土木職においては、平成15年4月2日から平成19年4月1日までに生まれた人（大学（短期大学を含む。）における在学期間が2年以上となる人又は高等専門学校を卒業した人若しくは令和7年3月末日で在学期間が5年以上となる人を除く。）
資格免許職	昭和60年4月2日以降に生まれた人
警察官A	男性 女性 平成4年4月2日以降に生まれた人で、大学（短期大学を除く。）を卒業した人又は令和7年3月末日までに卒業見込みの人
警察官B	男性 女性 平成4年4月2日から平成19年4月1日までに生まれた人で、上記「警察官A」の受験資格に該当しない人
障害者対象	平成元年4月2日から平成19年4月1日までに生まれた人で、次のア及びイの要件を満たす人 ア 身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳のいずれかの交付を受けている人 イ 和歌山県内に居住している人（就学等のため一時的に県外に居住している人を含む。）

3 試験地

試験名	第1次試験	第2次試験（第3次試験を含む。）
早期募集枠	テストセンター会場を設ける都道府県	和歌山市
I 種	和歌山市、田辺市、東京都	
社会人		
資格免許職（I種と同日実施）		
II 種	和歌山市、田辺市、新宮市	
III 種		
資格免許職（II種・III種と同日実施）		
警察官A	和歌山市、田辺市	
警察官B		
障害者対象	和歌山市	
育休任期付		

4 その他

- (1) 試験区分、採用予定人員、受験資格等の詳細については、試験ごとに要綱を定める。
 なお、この計画は都合により変更する場合がある。
- (2) 育休任期付職員採用試験の第1次試験については、募集する試験区分により、和歌山市のほか、田辺市又は新宮市で試験を実施する場合がある。
- (3) この計画に定める試験以外の試験の実施日程については、未定である。

和歌山県人事委員会告示第2号

令和6年度第1回和歌山県警察官A採用試験を次の要綱により実施する。

令和6年3月1日

和歌山県人事委員会委員長 平 田 健 正

令和6年度第1回和歌山県警察官A採用試験要綱

1 試験区分、採用予定人員及び職務内容

試験区分		採用予定人員	職務内容
警察官 A	男性	36人程度	個人の生命、身体及び財産の保護、犯罪の予防、鎮圧及び捜査、被疑者の逮捕、交通の取締りその他公共の安全と秩序の維持
	女性	11人程度	

注 採用予定人員は、退職者の状況等により変更する場合がある。

2 受験資格

受験資格は、次表のとおりとする。

試験区分		学歴・資格等	年齢及び性別
警察官 A	男性	ア 学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する大学（短期大学を除く。）を卒業した人又は令和7年3月末日までに卒業見込みの人	平成4年4月2日以降に生まれた男性
	女性	イ 和歌山県人事委員会がアに該当する人と同等の資格があると認める人	平成4年4月2日以降に生まれた女性

ただし、次の各号のいずれかに該当する人は、受験することができない。

- (1) 日本国籍を有しない人
- (2) 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条各号のいずれかに該当する人

注 受験資格について不明な点がある場合は、和歌山県警察本部警務課に問い合わせること。

3 試験の日時、試験地及び合格発表

	日時	試験地	合格発表
第1次試験	令和6年5月11日（土）午前9時20分	和歌山市 田辺市	令和6年5月21日（火）午後3時に和歌山県警察のホームページに掲載する。
第2次試験	令和6年6月3日（月）及び、同月4日（火）又は同月5日（水）のうち和歌山県警察本部が指定する1日の計2日	和歌山市	令和6年6月18日（火）午後3時に和歌山県警察のホームページに掲載する。
第3次試験	令和6年7月3日（水）又は同月4日（木）のうち、和歌山県人事委員会が指定する1日	和歌山市	令和6年7月18日（木）午後3時に和歌山県職員採用情報サイトに掲載するとともに、合格者に通知する。

注 上記の試験日及び合格発表日は変更する場合がある。

4 試験の方法及び内容

(1) 第1次試験

試験種目等	配点	内容
基礎能力試験 （択一式1時間） ※1	500点	警察官として必要な一般的知識及び能力についての筆記試験 出題数120題を全問必須解答とする。 〈出題分野〉 文章読解能力、数的能力、論理的思考能力、一般知識・時事、基礎英語

資格加点 ※2	別表に掲げる対象となる資格等を有する者又は当該対象となる資格等に合格した者の第1次試験の得点に加点する。	
適性検査		職務遂行上必要な適性についての検査。 なお、検査結果は、第2次試験及び第3次試験における面接試験の参考資料とする。

※1 基礎能力試験は、SCOA総合適性検査を実施する。基礎能力試験の内容は、大学卒業程度で行う。

※2 資格加点については、受験申込みの際に証明書の写しを添付の上、申請を行い、第1次試験当日に原本を提示した場合に限り、加点の対象とする。また、資格加点の対象となる資格等及び点数は別表のとおりとし、複数の資格等を有する場合は、最も高い点数のもののみを加点する。

なお、柔道の段位については公益財団法人講道館から、剣道の段位については公益財団法人全日本剣道連盟（令和2年9月15日までの間においては一般財団法人全日本剣道連盟）から授与されたものに限り、情報処理については平成13年度以降に実施されたものに限る。

別表

	対象となる資格等	点数
柔道及び剣道	3段以上	50点
	2段	40点
	初段	30点
語学（英語）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 実用英語技能検定1級 ・ TOEIC 900点以上 ・ TOEFL (iBT) 101点以上 ・ TOEFL (PBT) 607点以上 ・ TOEFL (CBT) 253点以上 ・ 国際連合公用語英語検定試験A級以上 	50点
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 実用英語技能検定準1級 ・ TOEIC 700点以上900点未満 ・ TOEFL (iBT) 76点以上101点未満 ・ TOEFL (PBT) 540点以上607点未満 ・ TOEFL (CBT) 207点以上253点未満 ・ 国際連合公用語英語検定試験B級 	40点
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 実用英語技能検定2級 ・ TOEIC 500点以上700点未満 ・ TOEFL (iBT) 52点以上76点未満 ・ TOEFL (PBT) 470点以上540点未満 ・ TOEFL (CBT) 150点以上207点未満 ・ 国際連合公用語英語検定試験C級 	30点
情報処理	<ul style="list-style-type: none"> ・ ITストラテジスト試験 ・ システムアーキテクト試験 ・ プロジェクトマネージャ試験 ・ ネットワークスペシャリスト試験 ・ データベーススペシャリスト試験 ・ エンベデッドシステムスペシャリスト試験 ・ ITサービスマネージャ試験 ・ システム監査技術者試験 ・ 応用情報技術者試験 ・ 情報セキュリティスペシャリスト試験 ・ 情報処理安全確保支援士試験 ・ システムアナリスト試験 ・ アプリケーションエンジニア試験 ・ ソフトウェア開発技術者試験 ・ テクニカルエンジニア（ネットワーク）試験 ・ テクニカルエンジニア（データベース）試験 ・ テクニカルエンジニア（システム管理）試験 ・ テクニカルエンジニア（エンベデッドシステム）試験 ・ テクニカルエンジニア（情報セキュリティ）試験 ・ 情報セキュリティアドミニストレータ試験 ・ 上級システムアドミニストレータ試験 	50点

	<ul style="list-style-type: none"> ・基本情報技術者試験 ・情報セキュリティマネジメント試験 	40点
	<ul style="list-style-type: none"> ・ITパスポート試験 ・初級システムアドミニストレータ試験 	30点
財務	・日商簿記検定1級	50点
	・日商簿記検定2級	30点

(2) 第2次試験

試験種目	配点	内容
面接試験	600点	人物、能力、性格等についての個別面接
体力試験	200点	職務遂行上必要な体力についての試験（立幅跳び、腕立伏臥腕屈伸、反復横跳び及び往復持久走）
論文試験 (1時間30分)	200点 ※	一定のテーマによる識見、表現力、判断力等についての記述試験（1,200字程度）
身体検査		職務遂行上必要な身体的条件を有するか否かについての検査
身体精密検査		職務遂行上必要な健康度を有するか否かについての検査（胸部疾患・伝染性疾患・心臓疾患等の有無及び聴力・色覚等を判定するため、レントゲン検査・血液検査・尿検査等を行う。）

※ 論文試験の採点は、第3次試験で行う。

また、別途作成する本試験案内に令和5年度の論文のテーマを掲載する。

(第2次試験における身体検査及び身体精密検査の基準)

検査項目	合格基準
視力	裸眼視力が両眼とも0.6以上又は矯正視力が両眼とも1.0以上であること。
色覚	職務遂行に支障がないこと。
その他 (胸部疾患、伝染性疾患、心臓疾患等の有無及び聴力等)	職務遂行に支障がないこと。

注 上記検査項目のうち、視力については合格基準を下回る場合に、色覚及びその他については、いずれか一つでも職務遂行に支障があると認められる場合には不合格となる。

(3) 第3次試験

試験種目	配点	内容
面接試験	1,200点	人物、能力、性格等についての個別面接

第1次試験の合格者は第1次試験の総合得点順に決定し、第2次試験の合格者は第2次試験の総合得点順に決定する。第3次試験の合格者は、第2次試験及び第3次試験の総合得点順に決定する。ただし、各試験種目（第1次試験の適性検査を除く。）には合格基準があり、一つでも基準に達しないものがある場合には、総合得点が高くても不合格となる。

また、資格加点については、基礎能力試験の合格基準を満たさない者には加点しない。

5 受験手続及び受付期間

(1) 申込方法

インターネットにより、和歌山県警察本部ホームページの「採用情報」欄にある「試験情報」を選択し、「令和6年度第1回和歌山県警察官A採用試験」の電子申請サービスを選択して画面上の指示に従って申し込むものとする。

なお、インターネットによる申込みができない場合は、必ず令和6年4月4日（木）までに和歌山県警察本部警務課に問い合わせること。

(2) 受付期間

令和6年3月1日（金）午前10時から同年4月12日（金）午後4時までに受信したものを受け付ける。ただし、電子申請サービスの管理運営上の都合により変更する場合がある。

(3) 受験票の発行

申込みが到達した場合は、「送信完了」のメールを自動送信する。その後、申込みを受理した場合は、「審査完了」のメールを送信する。受験票は、受付期間終了後に電子申請サービス内で発行する。受験票を発行した場合は、「申請に対する電子文書発行のお知らせ」のメールを送信するので、メールに記載する指示に従い受験票ファイルをダウンロードし、A4サイズの紙面に印刷すること。「送信完了」のメールが届かないときは、申込みが到達していない可能性があるため、速やかに和歌山県警察本部警務課に問い合わせること。

試験当日は、受験票を必ず持参すること。

6 合格から採用まで

(1) この試験の最終合格者は、それぞれの試験区分ごとに作成する和歌山県人事委員会の採用候補者名簿に登載され、警察本部長からの請求により人事委員会が提示し、その中から採用者が決定される。警察本部長からの請求は、欠員の状態に応じて行われるため、採用候補者名簿に登載された者でも採用されない場合がある。また、警察官に必要な適格性を欠くことが明らかとなったときにおいても、採用されない場合がある。採用候補者名簿の有効期間は、当該名簿が確定した日から原則として1年間である。

警察官Aの試験区分で受験した者のうち、大学卒業見込みで受験した者は、令和7年3月末日までに卒業できない場合、採用資格を失う。

なお、採用時期は、卒業見込み者については令和7年4月以降、既卒者については令和6年10月以降の予定である。

(2) 警察官Aで採用された者は、和歌山県巡査に任命され、6か月間警察学校に入校し、卒業後県内の各警察署に配属される。

7 給与等

(1) 給与

採用時の給料等の月額額は、235,830円（令和5年4月1日現在において大学卒業の学歴を有する者であって、和歌山市を勤務地とする場合の額（地域手当を含む。））で、民間企業等の職歴、大学卒業を超える学歴その他の経歴に応じて当該額より多い額となる。

このほか、警察職員の給与に関する条例（昭和29年和歌山県条例第21号）等の定めに従い、扶養手当、住居手当、通勤手当、期末手当、勤勉手当等が支給される。

(2) 住宅

警察学校入校期間中は、全寮制である。また、各警察署に住宅の設備がある。

8 昇任

所定の年限を勤務すると、昇任試験に合格することにより昇任することができる。

9 試験結果の情報提供

この試験の結果について、「和歌山県電子申請サービス」により、以下のとおり情報提供を受けることができる。

情報提供の手続は、「申請に対する電子文書発行のお知らせ」のメールを送信するので、当該メールに記載する方法で試験結果情報提供ファイルを表示するものとする。

試験の種類	情報提供の対象者	内容	期間	情報提供の実施機関

第1次試験	第1次試験 不合格者	試験種目別の得点、合格基準に達していない試験種目並びに第1次試験の総合得点及び総合順位	合格発表の日の翌日の午後3時から1か月間	和歌山県警察本部
第2次試験	第2次試験 不合格者	試験種目別の得点、合格基準に達していない試験種目並びに第1次試験及び第2次試験の総合得点及び総合順位		
第3次試験	第3次試験 受験者	試験種目別の得点、合格基準に達していない試験種目、第1次試験及び第2次試験の総合得点及び総合順位並びに第2次試験及び第3次試験を合わせた総合得点及び総合順位		和歌山県人事委員会事務局

10 その他

この試験についての問合せ先は、次のとおりとする。

(1) 和歌山県人事委員会事務局

和歌山市小松原通一丁目1番地

郵便番号 640-8585

電話番号 073-441-3763

ファクシミリ番号 073-433-4085

(2) 和歌山県警察本部警務課

和歌山市小松原通一丁目1番地1

郵便番号 640-8588

電話番号 073-423-0110

ファクシミリ番号 073-423-0560

和歌山県人事委員会告示第3号

令和6年度和歌山県職員採用I種試験（早期募集枠）を次の要綱により実施する。

令和6年3月1日

和歌山県人事委員会委員長 平 田 健 正

令和6年度和歌山県職員採用I種試験（早期募集枠）要綱

1 試験区分、採用予定人員及び主な職務内容

試験区分		採用予定人員	主な職務内容
一般行政職		20人程度	知事部局又は教育委員会等における事務
技術系 職 種	土木職	10人程度	知事部局等における道路及び河川事業等に関する施工監理等の業務
	農業工学職	2人程度	知事部局等における農業農村整備事業の施工監理等の業務

2 受験資格

(1) 次のアからウまでのいずれかの要件を満たす人

ア 平成7年4月2日から平成15年4月1日までに生まれた人

イ 平成15年4月2日以降に生まれた人で、学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学（短期大学を除く。）を卒業した人又は令和7年3月末日までに卒業見込みの人

ウ 人事委員会がイに該当する人と同等の資格があると認める人

(2) 次のいずれかに該当する人は、受験できない。

ア 日本国籍を有しない人

イ 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条各号のいずれかに該当する人

3 試験日、試験地及び合格発表

	試験日		試験地	合格発表
第1次試験	令和6年4月3日（水）から同月14日（日）までの間で受験者が選択する1日		受験者が選択するテストセンター一会場の所在地	令和6年4月25日（木）に和歌山県職員採用情報サイトに掲載する。
第2次試験	一般行政職	（論文試験及び面接試験①） 令和6年5月18日（土） （面接試験②） 令和6年5月19日（日）	和歌山市	令和6年6月3日（月）に和歌山県職員採用情報サイトに掲載するとともに、合格者に通知する。
	技術系職種	（論文試験及び面接試験（専門）） 令和6年5月18日（土） （面接試験） 令和6年5月19日（日）		

（注）試験日時及び合格発表日は変更する場合がある。

4 試験の方法及び内容

(1) 一般行政職

	種目	配点	内容	試験時間
第1次試験	基礎能力試験（択一式）※1	400点	公務員として必要な一般的知識及び能力についての筆記試験 出題数120題を全問必須解答とする。 〈出題分野〉 文章読解能力、数的能力、論理的思考能力、一般知識・時事、基礎英語	1時間
	適性検査		通常の職務遂行に必要な適性についての検査。 なお、検査結果は、面接試験の参考資料とする。	
第2次試験	論文試験	200点	一定のテーマによる識見、表現力、判断力等についての記述試験（1,200字程度）	1時間30分
	面接試験	1,800点	人物、能力、性格等についての個別面接（2回） 自己紹介書に基づくプレゼンテーションを含む。	

※ 基礎能力試験は、SCOA総合適性検査を実施する。

(2) 技術系職種

	種目	配点	内容	試験時間
第1次試験	基礎能力試験（択一式）※	400点	前記（1）の第1次試験の基礎能力試験と同内容	1時間
	適性検査		前記（1）の第1次試験の適性検査と同内容	
第2次試験	論文試験	200点	前記（1）の第2次試験の論文試験と同内容	1時間30分
	面接試験（専門）	600点	試験区分に応じた専門性確認シートに基づく専門的知識及び能力についての個別面接	
	面接試験	1,200点	人物、能力、性格等についての個別面接	

※ 基礎能力試験は、SCOA総合適性検査を実施する。

(3) 試験内容等

ア 試験の内容は、大学卒業程度とする。

イ 第1次試験の合格者は第1次試験の得点順に決定し、最終合格者は第2次試験の総合得点順に決定する。ただし、各試験種目には合格基準があり、一つでも基準に達しないものがある場合は、総合得

点が高くても不合格となる。

5 受験手続及び受付期間

(1) 申込方法

インターネットにより、和歌山県職員採用情報サイトのトップページの「ご応募はこちら」から「採用試験申込」のページへ移動し、当該ページの「令和6年度和歌山県職員採用I種試験（早期募集枠）」を選択し、画面上の指示に従って申し込むものとする。

また、申し込む際には、和歌山県職員採用情報サイトのトップページの「試験情報」から「試験区分」のページへ移動し、当該ページの「大学卒業程度の方」を選択し、「自己紹介書・専門性確認シート」に掲載している様式を試験区分に応じてそれぞれダウンロードし、一般行政職については自己紹介書を、技術系職種においては自己紹介書及び専門性確認シートを作成した上で、画面上の指示に従って登録すること。

申込みが到達した場合は、「送信完了」メールを自動送信する。「送信完了」メールが届かないときは、申込みが到達していない可能性があるため、速やかに和歌山県人事委員会事務局に問い合わせること。その後、申込みを受理した場合は、「審査完了」メールを送信する。

なお、インターネットによる申込みができない場合は、必ず令和6年3月11日（月）までに和歌山県人事委員会事務局に問い合わせること。

(2) 受付期間

令和6年3月1日（金）午前10時から同月21日（木）午後4時までに受信したものを受け付ける。ただし、電子申請サービスの管理運営上の都合により変更する場合がある。

(3) 第1次試験の予約

(2)の受付期間が終了した後、申し込みの際に申込者が登録した電子メールアドレスに、受験番号並びに第1次試験を受験するために必要なID及びパスワードが記載されたメールを送信する。当該メールを受信した後、速やかに受験を希望する試験日及びテストセンター会場に係る予約を行うこと。

なお、各試験日の各テストセンター会場において、それぞれの当該予約数が定員に達した場合には、申込者が希望する試験日又はテストセンター会場に係る予約を行うことができないおそれがある。

(4) 第2次試験

第1次試験の合格者は、(3)のメールの内容の全てをA4サイズの紙面に印刷し、第2次試験当日に試験会場に持参すること。

6 合格から採用まで

(1) この試験の最終合格者は、それぞれの試験区分ごとに作成する和歌山県人事委員会の採用候補者名簿に登載され、各任命権者からの請求により人事委員会が提示し、その中から採用者が決定される。この試験の最終合格者は、原則として令和7年4月1日に採用される。ただし、欠員等の状況により、勤務可能な人は令和7年4月1日より前に採用される場合がある。

(2) 採用時の給料等の月額、212,520円（令和5年4月1日現在において大学卒業程度の学歴を有する者であって、和歌山市を勤務地とする場合の額（地域手当を含む。））で、民間企業等の職歴、大学卒業を超える学歴その他の経歴に応じて当該額より多い額となる。

このほか、職員の給与に関する条例（昭和28年和歌山県条例第51号）等の定めに従い、扶養手当、住居手当、通勤手当、期末手当、勤勉手当等が支給される。

7 車椅子・ルーペの使用、拡大文字・点字等による受験

この試験については、車椅子・ルーペの使用、拡大文字等による受験が可能であるので、希望する人は和歌山県人事委員会事務局に申し出ること。

また、一般行政職については、点字受験が可能であるので、同様に申し出ること。

8 試験結果の情報提供

この試験の結果について、「和歌山県電子申請サービス」により、以下のとおり情報提供を受けるこ

とができる。

情報提供の手続は、「申請に対する電子文書発行のお知らせ」メールを送信するので、当該メールに記載する方法で試験結果情報提供ファイルを表示するものとする。

試験の種類	情報提供の対象者	内容	期間
第1次試験	第1次試験不合格者	得点、順位及び合格基準に達していない場合は、その旨	合格発表の日の翌日の午後3時から1か月間
第2次試験	第2次試験受験者	試験種目別の得点、合格基準に達していない試験種目、第1次試験の順位並びに第2次試験の総合得点及び総合順位	

9 その他

この試験についての問合せ先は、次のとおりとする。

和歌山県人事委員会事務局

和歌山市小松原通一丁目1番地

郵便番号 640-8585

電話番号 073-441-3763

ファクシミリ番号 073-433-4085

選挙管理委員会告示

和歌山県選挙管理委員会告示第7号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第7条第1項の規定による政治団体の届出事項の異動の届出があったので、同法第7条の2第1項の規定に基づき、次のとおり公表する。

令和6年3月1日

和歌山県選挙管理委員会委員長 小 濱 孝 夫

政党の支部

政治団体の名称	代表者の氏名	異動事項	新	旧	異動年月日
日本維新の会衆議院和歌山県第1選挙区支部	林佑美	会計責任者	鍵山仁	林佑美	令和5.12.28
自由民主党和歌山県バス支部	佐伯一也	代表者	佐伯一也	久保洋介	令和5.6.13

その他の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	異動事項	新	旧	異動年月日
新宮市医師連盟	谷地雅宏	代表者	谷地雅宏	米良孝志	令和6.1.9
辻成紀後援会	宮山孝行	代表者	宮山孝行	平阪至	令和6.1.10
全国小売酒販政治連盟和歌山県支部	楠富晴	主たる事務所の所在地	和歌山市岩橋729-6 2階	和歌山市駿河町42番地2階	令和5.10.18
		会計責任者	片山富雄	小堀康弘	令和6.1.5
林佑美後援会	林佑美	会計責任者	鍵山仁	林佑美	令和5.12.28
私鉄明光バス交通政策研究会	小谷克幸	会計責任者	平野真希男	尾崎善之	令和6.1.24

和歌山県選挙管理委員会告示第8号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第1項の規定による政治団体の解散の届出があったので、同条第3項の規定に基づき、次のとおり公表する。

令和6年3月1日

和歌山県選挙管理委員会委員長 小 濱 孝 夫

その他の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	解 散 年月日
小林ひでのり後援会	小林秀徳	令和 4.12.1
柳岡克子後援会	湯川芳規	令和 5.10.24
木本真次後援会	小出隆道	令和 5.12.22
かねのひでこ後援会	藤本靖成	令和 5.12.25
仁坂吉伸橋本後援会	畑野富雄	令和 5.12.28
亀井二三男後援会	湊谷幸三	令和 6.1.11
橋本なおみ後援会	橋本尚視	令和 6.1.11

和歌山県選挙管理委員会告示第9号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第6条第1項の規定による政治団体の設立の届出について、新宮市医師連盟から訂正の届出があったので、同法第7条の2第1項の規定に基づき、昭和61年和歌山県選挙管理委員会告示第97号（政治団体の設立の届出）の一部を次のとおり訂正する。

令和6年3月1日

和歌山県選挙管理委員会委員長 小 濱 孝 夫

表中

「新宮市伊佐田1丁目2番地の12」を「新宮市伊佐田町1丁目2番地の12」に訂正する。

公 告

入 札 公 告

和歌山県警察電子決裁・公文書管理システム構築委託業務について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。）第167条の6及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定に基づき公告する。

令和6年3月1日

和歌山県知事 岸 本 周 平

1 一般競争入札に付する事項

(1) 事業年度

令和6年度

(2) 調達役務の名称及び数量

和歌山県警察電子決裁・公文書管理システム構築委託業務 一式

- (3) 履行期間
契約日から令和7年3月31日（月）までの間
- (4) 調達役務の内容
和歌山県警察電子決裁・公文書管理システム構築委託業務仕様書（以下「仕様書」という。）による。
- (5) 納入場所
和歌山県警察本部が指定する場所
- 2 一般競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項
令和6年和歌山県告示第205号に規定する和歌山県警察電子決裁・公文書管理システム構築委託業務の一般競争入札参加資格を有する者であること。
- 3 契約条項を示す場所及び期間等
- (1) 場所
和歌山県警察本部警務部情報管理課（以下「情報管理課」という。）
和歌山市西46番地1
郵便番号 640-8313
電話番号 073-476-0110（代表）
ファクシミリ番号 073-476-0110
メールアドレス e8007001@pref.wakayama.lg.jp
- (2) 期間
令和6年3月1日（金）午後1時から同年4月22日（月）午後5時まで。ただし、(1)の場所での備付けは、令和6年3月1日（金）から同年4月22日（月）までの和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第39号）第1条第1項に定める県の休日を除く日の午前9時から午後5時まで（令和6年3月1日（金）は、午後1時から午後5時まで）
- (3) 方法
和歌山県物品・役務電子調達システム及び(1)の場所での備付け
- 4 入札説明書及び仕様書等（以下「入札説明書等」という。）を交付する方法及び期間等
- (1) 入札説明書等を交付する方法及び期間は、次のとおりとする。
- ア 方法
和歌山県物品・役務電子調達システムからのダウンロード及び3の(1)の場所での交付
- イ 期間
3の(2)に同じ。
- (2) (1)により交付する入札説明書等に対して質問がある者は、令和6年3月1日（金）から同月13日（水）までの間に情報管理課に対して書面等（ファクシミリ及び電子メールを含む。）により行うものとする。
- 5 一般競争入札の執行の場所及び日時等
- (1) 一般競争入札の執行の場所及び日時は、次のとおりとする。
- ア 入札場所
和歌山市小松原通一丁目1番地1
和歌山県警察本部1階 会議室9
- イ 入札日時
令和6年4月23日（火）午前10時
- ウ 開札場所
アに同じ。
- エ 開札日時

イに同じ。

(2) 郵便による入札書の提出を行う者は、書留郵便により令和6年4月22日（月）午後5時までに情報管理課に必着するように行わなければならない。

6 電子入札

この入札は、書面による入札及び開札手続のほか、和歌山県が使用する電子計算機と入札に参加する者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用して行う入札（以下「電子入札」という。）及びその開札手続により行うものとし、この場合の入札の日時及び開札日時等は以下のとおりとする。

(1) 電子入札は、令和6年4月22日（月）午前9時から同月23日（火）午前9時45分までに行うこと。

(2) 開札日時及び場所

5の（1）に同じ。

7 入札方法

落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。以下「契約希望金額」という。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

8 入札保証金に関する事項

(1) 入札に参加しようとする者は、その者の見積もる入札金額の100分の5以上の額の入札保証金を納付しなければならない。

(2) 入札保証金は、落札者のものを除き入札終了後還付する。ただし、落札者には、契約を締結しない場合を除き契約締結後還付し、又は納付すべき契約保証金に充当することができる。

(3) 入札保証金の納付の方法、納付の免除等は、自治法令第167条の7及び和歌山県財務規則（昭和63年和歌山県規則第28号。以下「財務規則」という。）第85条から第88条までの規定に定めるところによる。

9 契約保証金に関する事項

(1) 契約を締結する者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を納付しなければならない。

(2) 契約保証金の納付の方法、納付の免除、還付等は、自治法令第167条の16及び財務規則第92条から第94条までの規定に定めるところによる。

10 入札の無効

本公告に示した一般競争入札に参加資格のない者及び一般競争入札参加資格の確認について虚偽の申請を行った者のした入札並びに入札説明書に記載する無効な入札に該当する入札は、無効とする。

なお、和歌山県警察本部から競争入札参加資格のある旨確認された者であっても、確認の後、入札参加資格の停止措置を受けて当該停止期間中である者等入札時点で2に定める資格のない者のした入札は、無効とする。

11 入札執行方法の細目

(1) 入札の執行方法の細目については、入札説明書に記載するとおりとする。

(2) この入札の開札には、情報管理課の職員が立ち会うものとする。

(3) 落札者の決定は、財務規則第102条の規定に基づく予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって申込みをした者を落札者とする。

(4) 落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちにくじにより落札者を決定するものとする。

(5) 開札の結果、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは、直ちに、再度の入札を行う。この場合において、入札の回数は、最初の入札を含め3回までとする。

(6) 再度入札を行う場合において、郵便による入札を行った者で5の(1)に規定する日時に入札場所に出席していない者は、第2回以降の入札には、参加できないものとする。

12 契約書作成の要否

要

13 契約の締結における和歌山県議会の議決の要否

否

14 契約方法

契約は、落札者で行うものとする。

15 その他

(1) この入札及び契約に関する事務を担当する部課の名称及び所在地は、次のとおりとする。

ア 名称

和歌山県警察本部警務部会計課

イ 所在地

和歌山市小松原通一丁目1番地1

郵便番号 640-8588

電話番号 073-423-0110（代表）

ファクシミリ番号 073-423-0120

メールアドレス e8002001@pref.wakayama.lg.jp

(2) この入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。

(3) この案件に関する必要な予算が成立しない場合には、当該入札は無効とする。

なお、当該予算についての和歌山県議会の審議状況に応じて、当該入札を中止し、延期し、又は必要な変更を行うことがある。

16 Summary

(1) Nature and quantity of the services to be required :

Construction of Wakayama Prefectural Police Electronic Approval System and Administrative Document Management System

(2) Time limit for tender :

10:00 a.m. Tuesday 23 April 2024 (Deadline for bids submitted by mail : 5:00 p.m. Monday 22 April 2024)

(3) Contact point for the notice :

Wakayama Prefectural Police Headquarters

Police Administration Department Finance Section

1-1-1 Komatsubaradori Wakayama City, 640-8588, Japan

TEL 073-423-0110

FAX 073-423-0120

e-mail e8002001@pref.wakayama.lg.jp

入札公告

業務システム仮想化基盤更新委託及び機器賃貸借業務について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。）第167条の6及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定に基づき公告する。

令和6年3月1日

和歌山県知事 岸本周平

1 一般競争入札に付する事項

- (1) 事業年度
令和6年度から令和11年度まで
 - (2) 調達役務の名称及び数量
業務システム仮想化基盤更新委託及び機器賃貸借業務 一式
 - (3) 履行期間
ア 業務システム仮想化基盤更新委託業務
契約日から令和7年3月31日（月）までの間
イ 業務システム仮想化基盤機器賃貸借業務
令和6年10月1日（火）から令和11年9月30日（日）までの間
 - (4) 調達役務の内容
業務システム仮想化基盤更新委託及び機器賃貸借業務仕様書（以下「仕様書」という。）による。
 - (5) 納入場所
和歌山県警察本部が指定する場所
 - (6) 入札金額
総額で入札することとする。
- 2 一般競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項
令和6年和歌山県告示第206号に規定する業務システム仮想化基盤更新委託及び機器賃貸借業務の一般競争入札参加資格を有する者であること。
 - 3 契約条項を示す場所及び期間等
 - (1) 場所
和歌山県警察本部警務部情報管理課（以下「情報管理課」という。）
郵便番号 640-8313
和歌山市西46番地1
電話番号 073-476-0110（代表）
ファクシミリ番号 073-476-0110
メールアドレス e8007002@pref.wakayama.lg.jp
 - (2) 期間
令和6年3月1日（金）から同年4月22日（月）午後5時まで。ただし、(1)の場所での備付けは、令和6年3月1日（金）から同年4月22日（月）までの和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第39号）第1条第1項に定める県の休日を除く日の午前9時から午後5時まで（令和6年3月1日（金）は、午後1時から午後5時まで）
 - (3) 方法
和歌山県物品・役務電子調達システム及び(1)の場所での備付け
 - 4 入札説明書及び仕様書等（以下「入札説明書等」という。）を交付する方法及び期間等
 - (1) 入札説明書等を交付する方法及び期間は、次のとおりとする。
 - ア 方法
和歌山県物品・役務電子調達システムからのダウンロード及び3の(1)の場所での交付
 - イ 期間
3の(2)に同じ。
 - (2) (1)により交付する入札説明書等に対して質問がある者は、令和6年3月1日（金）から同月13日（水）までの間に情報管理課に対して書面等（ファクシミリ、電子メールを含む。）により行うものとする。
 - 5 一般競争入札の執行の場所及び日時等
 - (1) 一般競争入札の執行の場所及び日時は、次のとおりとする。

ア 入札場所

和歌山市小松原通一丁目1番地1

和歌山県警察本部1階 会議室9

イ 入札日時

令和6年4月23日（火）午前11時

ウ 開札場所

アに同じ。

エ 開札日時

イに同じ。

(2) 郵便による入札書の提出を行う者は、書留郵便により令和6年4月22日（月）午後5時までに情報管理課に必着するように行わなければならない。

6 電子入札

この入札は、書面による入札及び開札手続のほか、和歌山県が使用する電子計算機と入札に参加する者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用して行う入札（以下「電子入札」という。）及びその開札手続により行うものとし、この場合の入札の日時及び開札日時等は以下のとおりとする。

(1) 電子入札は、令和6年4月22日（月）午前9時から同月23日（火）午前10時45分までに行うこと。

(2) 開札日時及び場所

5の（1）に同じ。

7 入札方法

落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。以下「契約希望金額」という。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

8 入札保証金に関する事項

(1) 入札に参加しようとする者は、その者の見積もる入札金額の100分の5以上の額の入札保証金を納付しなければならない。

この入札に係る業務を共同して行うことを目的とする複数の団体により構成された組織（以下「コンソーシアム」という。）として入札に参加するときは、構成員のうち代表者又は代表者から委任された者が入札保証金を納付すること。

(2) 入札保証金は、落札者のものを除き入札終了後還付する。ただし、落札者には、契約を締結しない場合を除き契約締結後還付し、又は納付すべき契約保証金に充当することができる。

(3) 入札保証金の納付の方法、納付の免除等は、自治法令第167条の7及び和歌山県財務規則（昭和63年和歌山県規則第28号。以下「財務規則」という。）第85条から第88条までの規定に定めるところによる。

コンソーシアムとして入札に参加する場合で、構成員のうち代表者が納付の免除を受けることができるときは、コンソーシアムとして納付を免除できるものとする。

9 契約保証金に関する事項

(1) 契約を締結する者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を納付しなければならない。

コンソーシアムとして落札した者が契約を締結するときは、構成員のうち代表者又は代表者から委任を受けた者が契約保証金を納付すること。

(2) 契約保証金の納付の方法、納付の免除、還付等は、自治法令第167条の16及び財務規則第92条から第94条までの規定に定めるところによる。

コンソーシアムとして契約を締結する場合で、構成員のうち代表者が納付の免除を受けることができるときは、コンソーシアムとして納付を免除できるものとする。

10 入札の無効

本公告に示した一般競争入札に参加資格のない者及び一般競争入札参加資格の確認について虚偽の申請を行った者のした入札並びに入札説明書に記載する無効な入札に該当する入札は、無効とする。

なお、和歌山県警察本部から競争入札参加資格のある旨確認された者であっても、確認の後、入札参加資格の停止措置を受けて当該停止期間中である者等入札時点で2に定める資格のない者のした入札は、無効とする。

11 入札執行方法の細目

(1) 入札の執行方法の細目については、入札説明書に記載するとおりとする。

(2) この入札の開札には、情報管理課の職員が立ち会うものとする。

(3) 落札者の決定は、財務規則第102条の規定に基づく予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって申込みをした者を落札者とする。

(4) 落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちにくじにより落札者を決定するものとする。

(5) 開札の結果、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは、直ちに、再度の入札を行う。この場合において、入札の回数は、最初の入札を含め3回までとする。

(6) 再度入札を行う場合において、郵便による入札を行った者で5の(1)に規定する日時に入札場所に出席していない者は、第2回以降の入札には、参加できないものとする。

12 契約書作成の要否

要

13 契約の締結における和歌山県議会の議決の要否

否

14 契約方法

契約は、落札者で行うものとする。

15 その他

(1) この入札及び契約に関する事務を担当する部課の名称及び所在地は、次のとおりとする。

ア 名称

和歌山県警察本部警務部会計課

イ 所在地

和歌山市小松原通一丁目1番地1

郵便番号 640-8588

電話番号 073-423-0110 (代表)

ファクシミリ番号 073-423-0120

メールアドレス e8002001@pref.wakayama.lg.jp

(2) この入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。

(3) この案件に関する必要な予算が成立しない場合には、当該入札は無効とする。

なお、当該予算についての和歌山県議会の審議状況に応じて、当該入札を中止し、延期し、又は必要な変更を行うことがある。

16 Summary

(1) Nature and quantity of the services to be required :

Renewal and equipment lease of Virtual Server Infrastructure of Wakayama Prefectural Police Information System

(2) Time limit for tender :

11:00 a.m. Tuesday 23 April 2024 (Deadline for bids submitted by mail : 5:00 p.m. Monday 22 April 2024, Period for bids submitted by bidding system : from 9:00 a.m. Monday 22 April 2024 to 10:45 a.m. Tuesday 23 April 2024)

(3) Contact point for the notice :

Wakayama Prefectural Police Headquarters

Police Administration Department Finance Section

1-1-1 Komatsubaradori Wakayama City, 640-8588, Japan

TEL 073-423-0110

FAX 073-423-0120

e-mail e8002001@pref.wakayama.lg.jp